

〈研究ノート〉

明治期山口県における入会山野の官有地編入について

はじめに

伊藤 一晴

入会地は主に田畑の肥料や牛馬飼料の供給源として、農家には欠くことのできない重要地であった^①。山口県においても例外ではなく、藩政期には「山野」(サンノ)^②と呼ばれる入会地(以下、「入会山野」という)が広く分布していたことが知られている^③。

これら入会山野が、明治十五年(一八八二)に一括して官有地へ編入されたこと、またこれにより村民の利用が制限され、その後の林野下戻運動につながったことは、山口県の林政史上、特筆すべき事項としてよく知られている^④。しかしながら、入会山野が官有地へ一括編入された経緯とその理由については、未だ明らかにされていない^⑤。よって本稿では、県庁文書をもとに入会山野が官有地に編入される過程について整理し、その理由を考察したい。

一 官民有区分作業の開始

政府は当初、明治五年（一八七二）九月の「地券渡方規則」追加の中で、「公有地」という名称を用いて、その中に「村持ノ山林郊原其地価難定土地」や「両村以上数村入合之山野」を含めていた。その後、明治六年（一八七三）三月に布告された「地所名称区別更正」⁷でもこれを引き継いでいた。山口県の場合、藩政期において御立山（藩有林）の管理が厳密に実施されていたこと⁸や天明山検地を経て民有林の境界が比較的明瞭であったことから、御立山と呼ばれていた藩有林は官有地へ、合壁山と呼ばれていた民有林は民有地へ、入会山野は公有地へとそれぞれ区分され、特に問題が生じた形跡はない。¹⁰

しかし明治七年（一八七四）十一月、政府は「地所名称区別」を改定¹¹して公有地という土地区分を廃止し、また同時に太政官達第四百四十三号¹²により、公有地のうち「所有ノ確証」があるものは民有地へ、それ以外は官有地へ編入し、「官民ノ所有ヲ難分モノ」¹³については内務省へ伺い出るよう達した。

この方針転換を受け、山口県でも明治八年（一八七五）六月十日、区戸長へ対し公有地のうち官民有の区別が困難な場合と、山野秣場の類で官有地となった場合に草刈り取りなどに支障があるため拝借又は払い下げを願う場所について、六月末までに県庁地理掛まで提出するよう命じている。¹³

【史料一】 八年六月十日 区戸長中

別紙ノ通内務省ヨリ布達相成候ニ付、各村ノ内官有民有ノ区別判然難相立向并ニ山野秣場等ノ類ニテ官有地ニ編入相

成り候テハ目下々草刈り取等ニ差支工候故拝借或ハ払下等相願候分ハ、右布達ニ照準原由篤ト取調、絵図面相副工本月三十日限り県庁地理掛リエ可差出、最取調ノ都合ニ依リ村民ノ苦情相起リ候テハ不相成儀ニ付精々注意細密調査可致、猶不分リノ儀有之候ハ、其廉々同掛リエ可承合事

別紙ハ七年第百四拾三号公達ニ付略ス

一方、政府は同年六月二十二日、地租改正事務局乙第三号達（以下、「乙第三号達」という¹⁴）を發し、一村持や数人持等の山林原野で、長年の慣行が存在し近隣の郡村においてもその利用を保証する地所については、「仮令簿冊ニ明記無之」とも「慣行ヲ以民有之確証ト視認」し、民有地とする方針を打ち出した。過去の入会争論により隣村との境界が明確であつたとしても、藩の公簿等には記載がない多くの村々にとつて、民有の証左を書証に抛らない乙第三号達は、至つて好都合であつた。実際、この段階で官民有区分作業を実施し速やかに終了した県では、入会地の多くが民有地に組み入れられたという¹⁵。しかし山口県では、この乙第三号達を県下に周知させる（後述）一方、約二ヶ月後の八月二日、内務省に対し次の通り伺つている（傍線及び丸括弧は筆者、以下同じ）。

【史料2】 官有之草山借料免除之義ニ付上申

従前公有地之内所有定方之義ニ付、客歳第百四十三号ヲ以公布之次第有之候ニ付、官民之所有判決難致分ハ右公布ニ照準詳密取調追テ可相伺積ニ御座候、然処該県管内草刈場之義ハ概シテ官有地ヲ從來各村持ニシテ自在ニ草刈取リ候義ニ付、地所名称改正之御成規ニ抛リ官有地第三種ニ編入取計、更ニ村方エ拝借為致、借料及区入費等取立可申答

之処、下草之義ハ民間耕作上必用ノ物ニシテ往古ヨリ村方勝手ニ進退致シ候故、因襲之久村民ニ至リテハ私有地ト一般見做シ居候者十中ノ八九ニ有之、殊ニ固陋之村民旧来之慣法ヲ墨守シ、作物培養ノ要需、自然田畑税納ニモ相関スルノ故ヲ以テ借料等収入之義ハ無之ト一途ニ相心得居リ候者間々有之、右ハ畢竟細民之通情固リ執ルニ足ラズ、猶説諭ヲ加ヘ御成規ヲ遵奉可致答ニ御座候得共、管下夥多之草山民間固執之慣法等一時洗除難致情実も有之候ニ付、実況篤ト御洞察相成、兼テ之御成規ニハ乖戾仕候得共、借料納入区入費賦課等之義特別ヲ以免除之義御許容相成候様致度（以下略）

この上申の内容を要約すると以下のようになる。

- ・ 公有地のうち官民有区分の判断が難しい分については、太政官達第四百十三号に基づき、詳細な調査を行った上で伺うつもりである。
- ・ しかしながら、概ね県内の草刈場については、官有地を各村持として自由に草を刈り取らせてきたものである。よつて地所名称区別改正の規定により官有地に編入し村方へ拝借させ、借料や区入費等を取り立てるべきものである。
- ・ ところが、下草は耕作上必要な物であり、昔から村で自由に刈り取ってきたため、草刈場を私有地と見なしている村民が大部分である。とりわけ固陋の村民は旧来の慣習を頑固に守り、借料等を納める必要はないと一途に思っている。本来ならば説諭を加えて規定を遵守させるべきであるが、旧来の慣習を一度に改めることは困難であるため、規定とは異なるが、（官有地へ編入したとしても）借料納入や区入費等の賦課は免除して欲しい。

この上申から、県は、民有地化を進める上で都合の良い乙第三号達があるにもかかわらず、基本的に県内の入会山野を官有地に編入し、従来通り使用料を徴収せずに利用させる方針を立てていたことが分かる。この方針は県から見て現状に最も近く、かつ費用負担を求める必要が無いため、村との軋轢も生じにくい最善の策であった。しかし、同月十四日付けの内務省指令は、この案を退け、官民有の区別が決定した上で、必要に応じて借地料や払い下げ等を申請せよ、という従来の政府方針そのままであった。

なお、政府は同年十二月二十四日付け地租改正事務局乙第十一号達¹⁷(以下、「乙第十一号達」という)をもって、民有の証左を必ずしも書証に拠らない乙第三号達の方針から、公簿における記載や買得の証書を要する厳密な拳証主義に方針を転換してしまった。さらに翌九年(一八七六)一月二十九日には地租改正事務局別報達をもって「山林原野官民有区別派出官員心得書」¹⁸を示し、厳しく運用したため、この後、慣行のみをもって民有地化を図ることは極めて困難になってしまった。

二 官民有区分作業の難航

提案を却下された県は、入会山野が官有民有いずれになるとしても、村々に新たな費用負担を求めざるをえず、このため慎重に官民有区分作業を進めることを余儀なくされた。

政府へ上申した翌日の八月三日、県は乙第三号達を戸長あてに布達し、この趣旨に合致する入会山野の有無について八月中に県庁地理掛へ届け出るように達していた¹⁹。しかし、半年以上経過した翌九年(一八七六)三月十四日付戸長宛

の達〔史料3〕²⁰によると、官民有区分作業は殆ど進んでいない状況が窺える。

【史料3】三月十四日

戸長

諸村草山ノ儀ニ付七年第四百十三号公布ノ趣有之候ニ付、山野秣場等ノ類ニテ官有地ニ組入相成候テハ下草刈取等ニ差支候分ハ従前行形篤ト取調、絵図面相添厩地理掛工可差出、最モ不相分候廉々ハ可伺出旨、八年六月十日付ヲ以テ相達置候処（史料1）、今以テ為何申立無之内、昨八年地租改正事務局總裁ヨリ乙第三号ヲ以テ布達ノ次第有之候ニ付取調可申出旨相達置候得共、乙第三号布達ノ趣意貫徹可致故力是亦今以テ何等ノ申立無之候処、右布達ノ趣意ハ是迄帳簿ノ記載無之トモ積年村方ニテ進退致シ候分ハ村持民有地ニ無代価ニテ下渡シ外々私有地同様実地至当ノ地租上納可致トノ儀ニ付其旨篤ト村民エ申諭シ、民有地第二種（二人以上共有ノ地）エ編入可致積ヲ以テ従前地処ノ事由・入会刈ノ約条等詳密取調、境界判然相分候絵図面相添、来四月十五日限り県庁地理掛工可差出（以下略）

この達の内容を要約すると以下のようになる。

・ 太政官達第四百十三号の趣旨に基づき、山野秣場の類で官有地に組み入れられると支障が生じる分について、事情等を調査し絵図面相添を添え県庁地理掛へ差し出すこと等、明治八年六月十日付けで達したが、今以て何ら申し立てが無い。

・ さらに地租改正事務局より乙第三号が達せられたため、調査して申し出るように達したが、乙第三号達の趣旨が貫徹していないためか、これもまた今以て何ら申し立てが無い。

・ 乙第三号達の趣旨は、帳簿に記載が無くても長年村方にて進退してきた土地については、村持の民有地として無代価で下げ渡し、他の私有地と同様に地租を上納させる、というものである。

・ この趣旨をよく村民へ申し諭し、民有地に組み入れるつもりで、その土地の事情や入会利用のとりきめなどを調査し、境界を明確にした絵図面を添え、四月十五日迄に県庁地理掛へ差し出すように。

この当時、既に政府は民有の証左を必ずしも書証に拠らない乙第三号達の方針を、前述の乙第十一号達を以て大きく転換していたが、県ではこの時点においても、乙第三号達の趣旨を説き、その有効性を訴えている。にもかかわらず、この時点で村々の協力は得られておらず、さらに半年後の九月二十一日付達²²においても県が「間々等閑ニ打過候向モ不^少」という感想を漏らす程、非協力的な状況が続いている。

この後、県内部においてどのような協議がなされたのか不明であるが、二ヶ月後の十一月二十五日付達（【史料4】²³）では、若干趣旨が変わり、たとえ草下木を刈り取り使用してきたとしても、民有の証拠が無い場合は官有地に編入することを周知する内容となっている。

【史料4】十一月廿五日 区長

各大区山野草蒨場処分ノ儀ハ内務省ヨリ布達ニ依テ客歲六月以來追々相達候儀モ有之候処、一村一在処ヨリ草下木蒨取所用致来候共、民有ノ証左成跡無之部ハ官有地ト可相定候条、方今山林改税調査中官民區別判然不致テハ調査可伺出、此旨相達候事

但シ藩政中払下ケ等ニテ民有ノ確証有之部ハ民有地第一種工編入勿論ノ事

さらに約半年後の明治十年（一八七七）五月十七日、県は各大小区扱所に対し次のように達している。²⁴

【史料5】乙第百三号 五月十七日

各大小区扱所

明治九年十一月三千七百二拾八号ヲ以テ山野官民有区别取調方法相達候処、漸次事由取調候モ悉皆民有証跡無之而已ナラス其成蹟慣習ノ抛ルヘキナク判然タルモノハ渾テ官有地ニ属スヘキモノニテ、他日所用之節拝借地稅施行スヘキニ付、其節遺憾等無之様、当度山林調査之際別帳ニ取調可伺出、此旨相達候事

但従前山役石又山永等ノ名義ヲ以收入致来候共、右ハ全ク拝借料ニ相当、反別ノ確定モ無之ニ付、民有ノ証跡トハ難認、且本文相達候上ハ当度山林原野反別調査済迄ニ何等伺出無之分ハ一般民有ノ証ナク官有地ト見做処分スヘキ事

この達では、以下の三つの方針が示されている。

- ① 入会山野利用の実績や慣習があつたとしてもその根拠が無いものは全て官有地とする。
- ② 山役石・山永などの名義をもって金銭を納めてきたとしても民有の証拠としない。
- ③ これ以後、山林原野反別調査が済むまでに伺い出ないものは全て官有地とみなす。

これらの方針は乙第十一号達以降の政府方針に近く、民有の証左を必ずしも書証に拠らない乙第三号達の趣旨に沿つた明治九年三月十四日付達（【史料3】）とは大きく異なっている。

この後、県は三ヶ月後の明治十年（一八七七）八月二十日付乙第二二九号²⁵において、九年一月地租改正事務局別報達をもって示された「山林原野官民有区别派出官員心得書」を簡略化した「山林原野官民有区别取調心得書」を各大区扱

所宛に達し、村毎に「官民有不明」の地所を取りまとめて翌九月二十日迄に申し出させることとした。しかし九月二十日期限のはずが、十月四日付け乙第二九九号²⁶において雛形を示した上で大区毎に取りまとめるよう指示し、次いで十二月十一日付乙第三九三号²⁷においては実地測量を促すなど、調査に手戻りが生じている。結局、翌明治十一年（一八七八）四月十日付乙第一三九号²⁸達では、取りまとめの期限をさらに延長して同年四月二十九日までとしている。

以上のように明治八〜十一年にかけて官民有不明の地所については、後に史料に現れる「官民有未定地」として取りまとめが進められていった。その反面、官民有不明でない地所、つまり拠るべき証拠により共有の民有地とされた地は、明治十年（一八七七）四月から民有林に対する改租作業の進行に伴い丈量され、地租が賦課されることとなった。²⁹

三 山野慣行成跡調査と官有地編入決定

明治十一年四月の布達から約二年後の明治十三年（一八八〇）二月二十三日、県は官民有未定地に関する明治九年十二月以前の布達（史料4）以前のものを全て取り消す旨を達した。³⁰この経緯は不明であるが、既に述べてきた通り、明治九年以前の県布達は、民有の証左を必ずしも書証に拠らない乙第三号達に沿ったものであり、「帳簿ノ記載無之トモ積年村方ニテ進退致シ候分ハ村持民有地ニ無代価ニテ下渡」すことが明記されるなど（史料3）、この時点の官民有区分基準と大きく乖離していた。政府の方針に沿って作業を進めるために、県は方針転換前の布達を取り消す必要があったと考えてよいだろう。

県は改めて官民有未定地の入会慣行について、村毎に調査を実施し、その結果に基づき官民有区分の判断をすること

とした。実際の調査は各村において官民有未定地として据え置かれている入会山野の慣行・成跡を調査し、上申書としてとりまとめるものであった。上申書の末尾には山林総代人が連印し、戸長が奥書したものを県令宛に提出する形式を採った。この調査は明治十三年三月、翌十四年五月まで実施され、境界が明確でない場合等、県官による実地検査が実施されることもあった。⁽³¹⁾

このように一年三ヶ月に及ぶ調査を終えた県は、同年九月二日、農商務省に対して入会山野の官民有区分決定方法について、次のように伺い、翌十月三十一日付で指令を得た。

【史料6】山林原野官民有区別ノ義ニ付伺

当県管下各村山林原野官民有区別未定ノ分、今般従来ノ成跡慣行等篤ト取調ノ上所有定方左ニ相伺候条、至急何分ノ御指揮相成度候也

但、本文伺済ノ上ハ土地払下処分及ヒ使用料徴収方等夫々取調ノ上更ニ一筆限開申可致積ニ有之候

明治十四年九月二日 山口県令原保太郎

農商務卿 河野敏鎌殿

前略

第二十七条

前条ノ内村方ニヨリ旧藩中山役石ト唱ヘ石高壹石ニ付藩札拾匁ノ割ヲ以テ多少ノ金錢ヲ納メ来リ、村簿ニハ単ニ高何程山役石トノミ記載有之、又各村ノ口碑ニ伝フル処ハ村内ノ山野ヘ対シ納メ来ルト迄ニテ其原由不明瞭ニ候得共、役

石ノ名称ハ特リ山役石ノミナラス旧藩政中浮役石ト唱ルモノ数多〔鮎川役石・紙船役石・鉄砲役石ノ類〕有之、何レモ民有ノ地稅ニ非ス、(中略) 右山役石ナルモノハ所謂山手米野手米杯ト其性質ヲ同フシ全ク下草使用料ニ相当スルモノト被存候間、仮令一ヶ字ノ山野ニ対シ納メタルコト判然シタルモノト村内一般ノ山野ニ対シ納タルコトヲ口碑ニ伝フルモノトヲ論セス、如斯名称ヲ以テ多少ノ金錢ヲ納メ来ルモ概シテ民有ノ証トハ難見認義ト相心得可然哉

(朱書)

書面第廿二条ヨリ第廿六条ニ至ル五ヶ条ハ箇所限其成蹟慣行等詳細取調、証拠物相添可伺出、其他各条何ノ通可相心得候事

明治十四年十月三十一日 農商務卿西郷從道

この史料は『山野慣行成蹟取調上申書 吉敷郡⁽³²⁾』の吉敷郡宮野上村部分に綴じ込まれているものである。残念ながら写であり、大部分が省略されているが、この史料から以下の点が判明する。

- ・ 県は各村から得た上申書をもとに、県下の入会山野における慣行を二十七に分類し、その慣行毎に民有の証拠とは認められない(≡官有地へ編入すべき)との意見を附し、農商務省へ伺っている。
- ・ 農商務省では、第二十二〜二十六条で記された慣行を除いた残りの二十二類型の慣行については、民有の証拠とはしないとす県の判断を了解した。また第二十二〜二十六条に該当する慣行を有する入会山野については、個別に詳細な調査を実施した上で証拠を添えて伺うことを命じた。

つまり県は、この段階においても入会山野を一括して官有地とする方針を持ち、農商務省へ伺っていることが判明する。

農商務省からの指令を得た後、県では地理掛の官員が村々からの上申書毎に民有地編入の根拠条数（農商務省への伺文中の条数。第一〜二十二、二十七条）を明記し起案し、次々に官有地編入の決裁を得ていった。前述の通り、【史料6】は写であり、第一〜二十六条までの条文が省略されているため、県が入会山野の利用慣行をどのように分類したのか第二十七条以外は不明である。しかし『山野慣行成跡取調上申書』の起案文に記された根拠条数と上申書を照合し面積・箇所数の合計を算出することで、その概要を知ることができる（表1・2）。紙数の都合上、六百件に及ぶ全データを掲載することは困難であり、ここでは概観を述べるに留めるが、最も注目されるのが、総面積の約四割で行われている火入れ（山焼き）に関わる慣行である。現在県内では秋吉台で景観の保持を目的に実施される以外ほとんどみられないが、当時は広く入会地で実施されていたことが分かる。また山役石などの納入実績がある山野は全体面積の一割程度であったが、【史料6】の通り、民有の証拠として認められていない。

四 官有地編入後の混乱

以上のように県では入会山野の官有地編入について決裁し、明治十五年（一八八二）二月十日付で次の達を以て入会山野の大部分を官有地へ編入することを郡役所へ達した。

【史料7】

各通 大島、玖珂、熊毛、都濃、佐波、吉敷、阿武、豊浦郡役所

先般山林原野官民有区別調査二付、各村総代ヨリ従来ノ慣行成跡等申出有之候処、今般右区別決定致候、就テハ此際

表1 入会山野の利用慣行とその割合

条数	利用慣行	面積		箇所数	
		面積（町）	割合（%）	箇所数	割合（%）
第1条	特に保護措置無し	15,789.0144	24.2	3,786	27.1
第2条	害獣駆除のため山焼き	1,269.7269	1.9	26	0.2
第3条	耕地の蔭のため火入れ（柴草不採取）	194.0000	0.3	5	0.0
第4条	火入れの際に焼残った荆棘を伐払	5.8715	0.0	4	0.0
第5条	自然生の立木を普請に利用	968.9386	1.5	40	0.3
第6条	山番などの設置	235.2506	0.4	64	0.5
第7条	柴草生立のため荆棘を伐払	395.6568	0.6	126	0.9
第8条	立木を伐採し薪に利用	14,118.2471	21.7	2,508	18.0
第9条	石等を道路の修繕等に使用	45.6400	0.1	3	0.0
第10条	柴草生立のため火入れ	27,217.4821	41.8	6,193	44.4
第11条	墾土・窯土に利用するため土砂採取	0.2101	0.0	1	0.0
第12条	土石を道路修繕・家屋建築に利用	183.1500	0.3	7	0.1
第13条	牛馬の放牧場として利用	1.2030	0.0	8	0.1
第14条	使用料（代銀）の納入	67.0011	0.1	20	0.1
第15条	使用料（物納）の納入	256.4713	0.4	68	0.5
第16条	立木はあるが保護培養はせず	1,047.7670	1.6	125	0.9
第17条	近隣村から優先権を承認	69.4000	0.1	2	0.0
第18条	柴草の売却	231.7316	0.4	85	0.6
第19条	近隣村より使用料を徴収	185.2320	0.3	26	0.2
第20条	立木の利用慣行あり	21.0128	0.0	2	0.0
第21条	立木の保護慣行あり	0.5205	0.0	1	0.0
第22～26条は未詳（別途個別に何うべき事例）					
第27条	山役石・山永などの納入実績	6,824.3065	10.5	927	6.6
全体		65,186.1261	—	13,953	—

※複数の条が適用されている場合があるため、面積及び箇所数の総計と全体数は一致しない。
 ※『山野慣行成跡取調上申書』は、佐波郡分など一部錯雑としている。

表2 入会山野の郡別面積・箇所数

郡名	面積		箇所数	
	面積（町）	割合（%）	箇所数	割合（%）
大島郡	895.1361	1.4	274	2.0
玖珂郡	12,431.2460	19.1	1,194	8.6
熊毛郡	2,804.0666	4.3	1,179	8.4
都濃郡	4,289.8677	6.6	1,578	11.3
佐波郡	5,635.1391	8.6	850	6.1
吉敷郡	4,468.9023	6.9	451	3.2
厚狭郡	4,008.3852	6.1	1,923	13.8
豊浦郡	7,299.5522	11.2	759	5.4
美祿郡	7,186.3994	11.0	1,857	13.3
大津郡	5,413.1773	8.3	692	5.0
阿武郡	10,754.2542	16.5	3,196	22.9
計	65,186.1261	—	13,953	—

別段之達無之分ハ何レモ民有ノ証左成跡無之モノニ付総テ官有地ト可相心得、尤將來芝草等採用ノ義ハ追テ何分可相達候條、右ノ趣關係人民ヘ可申聞旨各村戸長役場ヘ可相達、此旨相達候事

但此際別段相達候地所ノ儀ハ当庁ヨリ直チニ其村戸長役場ヘ相達候條、其旨可相心得候事

明治十五年二月十日³³

この達は、大島・玖珂・熊毛・都濃・佐波・吉敷・阿武・豊浦郡役所宛のものであり、「此際別段之達無之分ハ」とある通り、【史料6】で示された二十七の慣行のうち、第二十二〜二十六条に該当するとされた入会山野は、別途調査を実施する旨が個別に達せられた。これらの入会山野は、総計約三千百町歩に及んだが、そのほとんどが官有地となり、最終的に民有地となったことが確認できるのは約四町である。なお、大津・美祿・厚狭郡宛の達には「今般右区別決定致候、就テハ比際別段之達無之分ハ」の記載は無く、官民有未定地とされていた入会山野は全て官有地に編入されている。このように入会山野の官有地編入が伝えられると、村々から異議や払い下げ願が提出され始めた。一ヶ月後の三月十五日付けで宮野上下両村より県令原保太郎宛に提出された伺書³⁴には、「今回山野ヲ官有地ト相心得ヘキノ御達シコレ有り驚愕コレニ過キス」と入会山野の官有地編入を知らせる達が、驚きをもって受け止められたことを記している。

村々からの異議や払い下げ願を受けた県は農商務省に対し、明治十五年九月に下草払下の方法について伺い³⁵、さらに翌十六年二月には次のように伺っている³⁶。

【史料8】官有山野払下之儀ニ付伺

当県管下各郡官有山野之儀ハ従前官民有之區別不明瞭ニ有之候処、村民ニ於テハ積年ノ慣行ニテ各村夫々引受場ヲ相定自由ニ薪秣ヲ採取致来候得共、別ニ確乎タル民有ノ証拠無之候ニ付、其成跡慣行等詳細調査ヲ遂ケ御省ヘ経伺ノ上先般官有ニ決行致タル地処ニ有之候、然ル処当節ニ至リ該地従前入会慣行有之村民ヨリ追々払下ヲ願出候ニ付取調候処、(中略)村民ニ於テハ従来ノ慣行ニテ全私有地同様ノ心得ナルニ、一朝俄ニ官有地ニ決定致候、付テハ万一後來殖産上ヲシテ他ノ人民ヘ御払下相成候様ノ義有之候テハ農家一日モ欠ク可カラサル肥料秣等ニ忽チ欠缺ヲ来スヲ以テ、是等ノ懸念ヨリ頻ニ払下ヲ出願スルノ情体ニ有之候間、前陳之目的ヲ以テ願出候分ハ、村民情願ノ通相当代価ヲ以テ御払下相成候様致度(以下略)

この伺の内容を要約すると以下のようになる。

- ・ 県下の官有山野については、従来官民有の區別が不明瞭であり、村民は長年の慣行で各村それぞれ引受場を定めて自由に薪秣を採取してきたが、確固たる民有の証拠が無いため、その成跡・慣行等を詳細に調査し農商務省へ伺った上で、先般官有地への編入を決行したところである。
- ・ ところが、村民から続々と払下願が出されるため取り調べたところ、村民においては全く私有地同様に心得ていたところに急に官有地と決定され、後年万一殖産上の理由で他の人民に払い下げられては肥料や秣が欠乏してしまうため、これらの懸念により払い下げを出願しているとのことである。
- ・ ついては肥料・秣などを採取する目的でこれらの土地の払い下げを希望する場合は、願の通り相当の代価を以て

払い下げのことを認めて欲しい。

この伺には「御省へ経伺ノ上先般官有ニ決行致タル地処」との文言を入れ農商務省の決定であったことを強調し、また【史料6】とは異なり「農家一日モ欠ク可カラサル肥料秣等ニ忽チ缺乏ヲ来ス」と、村側に立った姿勢を示している。しかし、農商務省からの回答は「伺之趣豫メ難及詮議候条、事実ニ就キ其都度詳細取調可伺出事」という確約を与えないものであった。

このように官有地編入後、その決定について異議を唱える声が挙がっているが、中でも問題とされたのが、山役石等の納入慣行であった。前述の宮野上下両村の伺書においても、民有林の地券調査の際に「立銀ヲ徴収シ来ルヲ縁故トシテ町歩ノ書上ケ帳ヲ差出シタル」だけで民有の証拠と認められており、村民にとって山役石を納入している入会山野は当然の如く民有と考えていた、と述べられている。県は【史料5・6】に見られる通り、政府方針に沿って山役石を単なる使用料と解釈し、民有の証拠とはしない方針を明確にしていた。しかし、県は官有地編入から約一年半後の明治十六年十月二十六日、農商務省に対し山役石の解釈について次のように伺っている。⁽³⁷⁾

【史料9】 元官民有未定山野之義ニ付伺

当県管下各村之内、元官民有未定山野ニ対シ旧藩中山役石ト唱へ多少ノ金銭ヲ納来候趣ヲ以テ村民ヨリ従来ノ慣行成跡等申出候村方有之、去ル明治十四年九月中、該山野官民区別定方別紙之通伺出、御指令之旨ニヨリ官有ニ決定候段夫々下達候処、該山役石ナル者ハ村高貢租額内ニテ田畑同一民有ノ証左有之モノニ付、更ニ引戻シ相成度旨、周防国吉敷郡宮野上下両村ヲ始メ出願ノ向モ有之候、然ル処、山役石ハ素ヨリ旧藩高内ニ有之小物成ノ部類ニハ候得共、該

小物成中ニハ特リ山役石ノミナラス川役石・海上石・浦石等ノ類二十余廉モ有之、右ハ何レモ其營業上ヨリ生スル冥加銭ノ類ニ可有之、且山役石ノ義從來山反別モ無之ニ付、所謂山手米野手米杯ニ類スルモノニテ地稅ノ如キモノニ非ラサル様相考へ、最前ノ如ク相伺候次第ニ有之候処、一村石高内外之義ハ右伺書ニ明記不致候得共、前陳ノ情態ニ付、高内外ヲ不問、最前御指令ノ通り相心得可然カ、若高内ナレハ更ニ民有ニ決定可致モノトスルトキハ反別六千町歩余モ総テ引戻ノ処分不致テハ不相成次第ニ有之、旁処分上疑義ニ涉リ候間、別紙参照書類相添へ此段更ニ相伺候也（以下略）

この何の内容を要約すると以下のようになる。

・ 県下各村の内、元官民有未定山野に対して旧藩中に山役石と称して多少の金銭を納めてきた村々から、この山役石は、村高貢租額内であり田畑と同じく民有の証拠となるものであるため、もう一度民有へ引き戻したいという願いが出されている。

・ しかしながら、山役石は旧藩石高に含まれる小物成の部類ではあるものの、小物成の中には山役石のみならず川役石・海上石・浦石等二十余りの種類があり、それらはどれも冥加銭の類である。また山役石については山の面積も明記されておらず、山手米・野手米等に類するものであり、地稅の如きものではないと考えていたため、一村の石高に含まれるか否かについては、伺書には明記していない。

・ 前述の状況であるため、一村の石高に含まれるか否かを問わず、最前の指令の通りに心得てよいか。もし石高に含まれる〓民有ということになれば、六千町歩余も全て民有地として引き戻す処分をしなければならない。

このように伺った県に対し、同月二十四日、農商務省は「伺之趣前指令之通可相心得事」と回答し、山役石が一村の石高に含まれるか否かに関わらず、民有の証拠とはしないことが確認されたのである。

おわりに

以上のような過程を経て、台帳面積六万五千町に及ぶ入会山野の官有地編入が確定した。山口県においては中国五県の中で入会山野が官有地とされた比率が最も高かったが、その理由の一つとして、県側が一貫して中央政府の意向に沿って官有地化を志向した点を指摘できよう。広島県においては、当初山口県と同様に入会山野を官有地化する方針を立てたが、後に県が態度を軟化し、多くの入会地が官有地化を免れたという。³⁸ 林産物の商品化などに伴う入会地の囲い込みの程度について、慎重に他県との比較をしなければならぬものの、山口県では入会山野を官民有未定地として一旦据え置き、その上で生真面目とも言える調査を実施し政府へ最終判断を求めるなど、終始一貫して政府への追従姿勢が強く、結果として官有地化を推進してしまつた感は否めない。

なお、山役石については、明治三十年代に起こる林野下戻運動の中で、その性格について再度俎上に上り、一転して民有の証拠と認められ、山役石を納めていた約六千町歩（全体の一割弱）のみでなく、入会山野全体を下げ戻すこととなる。この点については、稿を改めることにしたい。

註

(1) 水本邦彦『草山の語る近世』(山川出版社、平成十五年)など。

(2) 末松謙澄『修訂防長回天史』第壹編之巻では、次の通り「山野」を「さんの」と読み慣わしている。

防長の山林原野は之れを三種に大別することを得べし、其一は官有山林にして之を御立山と称す、其二は私有山林にして之れを合壁山と称す、其三は郡村の共有地にして之れを山野と称す、即ち所謂入会なり(中略)山野と称するは方言『さんの』と訓す、前二者を除きたる以外の山林原野を包括したるものにて悉く無税地なり(以下略)

(3) 『防長風土注進案』には村々の「山野」について数多くの記載が見られる。これらについては、石川卓美『防長歴史用語辞典』(マツノ書店、昭和六十一年)「山野」の項を参照。

(4) 小川國治他『山口県の百年』山川出版社、昭和五十八年、九五〜九七頁など。

(5) 例えば林野下戻が実現した後、比較的時間を経っていない

明治期山口県における入会山野の官有地編入について(伊藤

段階で編纂された『林野下戻申請始末大要報告』(山口県官有林野民有期成同志会編)では「当時有力者ノ課税ヲ恐レタルト当局吏員ノ調査誤謬ニヨリ」と記し、課税忌避と調査ミスを理由としてあげている。一方で「防長歴史用語辞典」『山野』の項では、「農民も旧慣に安んじて主張を欠いだ為」と農民の主張不足を理由に挙げている。

(6) 「明治五年大藏省第二百十六号 地券渡方規則第十五条以下頒布」(『明治五年法令全書』六七四〜六七八頁)。

(7) 「明治六年太政官第四百十四号 地券発行ニ付地所ノ名称區別共更正」(『明治六年法令全書』一四五〜一四六頁)。

(8) 脇野博「式拾番山御書付解題」(『日本農書全集』第五十七卷、農山漁村文化協会、平成九年)。

(9) 田中誠二「萩藩天明山検地の研究」(『瀬戸内海地域史研究』第七輯所収、平成十一年七月)。

(10) 例えば明治十五年に記された「宮野上下両村何書」(『荒谷落合山一件』山口市蔵、『山口県史資料編 近代4』二六三〜二六五頁所収)によると、薪炭地の地券施行の際に「立銀ヲ徴収シ来ルヲ縁故トシテ町歩ノ書上ケ帳ヲ差出し

タル」とある通り、納租を以て民有の証左とされ、特に問題となった記述は管見の限り見出せず、『関口県令事務引継演説書』（県庁戦前A総務九〇）でも特に混乱が生じたとする記述はない。

(11) 「明治七年太政官布告第百二十号 地所名称区別改定」

『明治七年法令全書』一六三～一六五頁。

(12) 「明治七年太政官達第百四十三号 官有地民有地取調雛形」（同右、三六一～三六三頁）。

(13) 「官民有区別公達ニ付、山野株牧場払下等願出ノ分取調方ノ事」『山口県布達達書 原稿 明治八年』明治期山口県布達達類十七。

(14) 『法令全書 明治八年』一八〇三～一八〇四頁。

(15) 辻瀬洲『森林制度革新論 全』（明治三十年）六十二頁には、「政府ハ完備ナル二個ノ布達即チ地租改正事務局明治七年第百四十三号及同八年乙第三号達ノ実施ニ着手スルヤ当初意外ニモ民有地甚タ多ク官有地極メテ少許ナルヲ来セルモノアリキ、奈良県ノ如キ即チ其一ナリ」と記されている。

(16) 『内務省指令録 明治八年』明治期政府布達類二二二。

(17) 『法令全書 明治八年』一八〇九頁。

(18) 『地租改正基礎資料』五八一～五八二頁。

(19) 「公有地ノ内官民有ノ区別判然セザルモノ取調方ノ事」『山口県布達達書 原稿 明治八年前後』明治期山口県布達達類一七。

(20) 「各村ニテ進退スル草山ハ無代価ニテ払下ルニ付調査申出方ノ事」『山口県布達達書 明治九年（類輯）』明治期山口県布達達類二五。

(21) 註（19）参照。

(22) 「乙第百十一号 諸村草山事由取調方期限ノ事」『山口県布達達書 明治九年（類輯）』明治期山口県布達達類二五。

(23) 「山野草刈場官民有区別方心得ノ事」（同右書）。

(24) 「山野官民有区分取調ニ付追達ノ事」（山口県布達達書 明治十年（類輯）』明治期山口県布達達類二七）。

(25) 「山林原野官民有区別取調心得書ノ事」（同右）。

(26) 「山林原野区別取調方大区纏メヲ以進達ノ事」（同右）。

(27) 「山林原野取調調方遷延ニ付再達ノ事」（同右）。

(28) 「山野草刈場官民地種取調期限ノ事」『山口県布達達書

明治十一年(類輯)』明治期山口県布達類三二。

(29) この点について詳細は不明であるが、明治三十一年四月

段階で七千九十二町余の町村有・大字有・部落有の山林

原野が確認できる(『山林原野取調一件』県庁戦前A農業

四〇一)。この面積は丈量後の面積と考えられるため、単

純には比較できないものの、入会山野が明治三十五年に下

戻された後の調査で十二万町歩と確認されたことから、全

入会地の五〇％にあたるかと推定できよう。大津郡久富

村の「地下修甫山」は、村受公有地となった後、明治十年

に村で丈量を実施し、従来の租税その他の負担を村内現住

者で充当したとして、戸主全員の共有として戸長役場に届

け出、そのまま民有地と認められたという事例(山口県

『入会林野整備促進調査事業報告書』昭和四十年三月。三

八頁参照)は、この一例であろう。また現在、山口県にお

いて所有者が「組」名義となっている林野の存在が指摘さ

れているが(松原功・野村泰弘「山口県における部落有林

野の沿革と「組」名義」(徳山大学総合経済研究所紀要)

No二五、平成十五年)、これらもおおよそ同様の経緯を持

つと考えられよう。

(30) 明治十三年甲第十四号達(『山口県布達達書 明治十三

年 甲号』明治期山口県布達類五五)。

(31) 『関口隆吉県令事務引継書』(県庁戦前A総務九〇)及び

『山野慣行成跡取調上申書』(県庁戦前A農業三六三、三六

六〇三九一)。「山野慣行成跡取調上申書」については、拙

稿「『山野慣行成跡取調上申書』について」(『山口県文書

館研究紀要』第三十一号、二〇〇四)参照。

(32) 県庁戦前A三七八。

(33) 『林野下戻申請始末大要報告』(県庁戦前A総務一九五)。

(34) 『宮野上下両村伺書』(『荒谷落合山一件』山口市蔵、山

口県編『山口県史資料編近代4』二六三〜二六五頁所収)。

(35) 『官有山野之儀ニ付伺』(『農商務省指令録 明治十四、

十六』明治期政府布達類三四四)。

(36) 『官有山野私下之儀ニ付伺』(同右)。

(37) 『元官民有未定山野之儀ニ付伺』(『山野慣行成跡取調上

申書 吉敷郡』県庁戦前A三七八)。

- (38) 県下の林野面積のうち官有林野の占める割合は、明治十七年段階で、それぞれ広島県一七・五%、島根県一二・九%、鳥取県一八・九%、岡山県七・六%であるのに対し、山口県は三三・六%となっている（有元正雄『地租改正と農民闘争』新生社、一九六八、三二六頁）。
- (39) 有元正雄『地租改正と農民闘争』新生社、一九六八、三四五～三五八頁。